

2024年7月30日

特定非営利活動法人消費者支援かながわ  
理事長 武井 共夫 様

〒105-0014  
東京都港区芝 2-26-1 iSmart ビル 301  
株式会社タスカジ  
代表取締役社長 和田 幸子  
Email:support@taskaji.jp

## 再回答書

前略 貴法人作成の2024年4月19日付の「再申入書」と題する書面に対し、株式会社タスカジ（以下「当社」といいます。）は、以下のとおり回答します。

### 第1 依頼者利用規約 第11条第3項に係る申入れ事項について

本条項は、依頼者に過失があり、法的な責任が成立する場合に、当社又はタスカジさんに対する責任を負っていただくことを確認的に規定するものであるため、ご指摘のとおり、タスカジさんへの補償に関する記載を追加修正いたしました。以下のとおり条項を更新しています。

（旧）

依頼者は、本サービスを利用（タスカジさんへの依頼、第3条に基づくユーザー登録を含みます。）したことに起因して（当社がかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。）、当社またはタスカジさんが直接的もしくは間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合、当社の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければなりません。ただし、かかる依頼者による当社への補償は、依頼者に故意または過失がある場合に限るものとします。

（新）

依頼者は、本サービスを利用（タスカジさんへの依頼、第3条に基づくユーザー登録を含みます。）したことに起因して（当社がかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。）、当社またはタスカジさんが直接的もしくは間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合、当社の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければなりません。ただし、かかる依頼者による当社またはタスカジさんへの補償は、依頼者に故意または過失がある場合に限るものとします。

以 上